

人 事 院 事 務 総 長

デジタル庁設置法の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正  
について（通知）

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）の施行に伴い、下記の各項中に掲げる人事院事務総長通知の一部をそれぞれ当該各項のとおり改正したので、令和 3 年 9 月 1 日以降は、これによってください。

記

- 1 次に掲げる人事院事務総長通知の規定中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。
  - 一 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 18 年 1 2 月 1 5 日事企法一 6 6 8）第 1 項の表職員の平成三十七年国際博覧会特措法第 1 4 条第 1 項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年 5 月 2 3 日人企一 6 0）の欄
  - 二 給実甲第 1 5 1 号（通勤手当の運用について）第 1 6 条関係第 2 項第 3 号
  - 三 給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）第 2 項第 4 号

及び第33項

四 給実甲第434号（住居手当の運用について）規則第4条関係第5項

2 人事院規則1—45（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の運用について（平成18年3月31日職参—114）  
第9項を削る。

3 職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企—60）

題名中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

前書き中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に、「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

平成三十七年国際博覧会特措法第25条関係中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

規則第9条関係第1号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改め、同条関係第2号及び規則第11条関係中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

4 人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企—532）

第7条関係第2項中「並びに内閣府、宮内庁並びに」を「、内閣府、宮内庁、」に改め、「第2項に規定する機関」の次に「、デジタル庁」を加え、「及びこれ」を「又はこれ」に、「並びに宮内庁法」を「、宮内庁法」に改め、「

第16条及び第17条第1項」の次に「、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第14条第1項」を加える。

第9条関係第5項中「並びに内閣府、宮内庁並びに」を「、内閣府、宮内庁、」に改め、「規定する機関」の次に「、デジタル庁」を加え、同項(1)中「並びに国家行政組織法」を「、国家行政組織法」に改め、同項(2)中「除く。）」の次に「、デジタル庁設置法第14条第1項のデジタル社会推進会議」を加え、同項(3)中「含む。）」並びに」を「含む。）」、「」に、「並びに復興庁設置法」を「、復興庁設置法」に改める。

5 次に掲げる人事院事務総長通知の規定中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

一 給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第1条関係第13号

二 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）規則第5条関係第1項

6 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）

前書き中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に、「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

第二の第1項中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に、「平成三十七年日本国際博覧会協会派遣」を「令和七年日本国際博覧会協会派遣」に改め、第二の第2項中「平成三十七年日本国際博覧会協会派遣」を「令和七年日本国際博覧会協会派遣」に改める。

7 給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）

第37条関係第12項(2)中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に、「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改め、同項中(23)を削り、同項(24)中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改め、同項中(24)を(23)とし、(25)から(29)までを(24)から(28)までとする。

8 人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）

別表第1 消費者庁の欄の次に次のように加える。

デジタル庁	本庁
-------	----

9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）

第10の第8項中「各府省」の次に「、デジタル庁」を加える。

第13の第4項中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

10 災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）

別表第2 金融庁の欄の次に次のように加える。

デジタル庁	本庁
-------	----

11 国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企—660）

規則第2条関係第3項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

十五 デジタル庁のデジタル審議官及び統括官

規則第2条関係第4項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

十五 デジタル庁の統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

規則第8条関係中「内閣府」の次に「、デジタル庁」を加える。

以 上